

第3回 鉄道用地外からの災害対応検討会 発言概要

日時：令和元年11月26日（火）10：00～12：00

場所：中央合同庁舎3号館4階特別会議室

<座長の主な発言>

- ・鉄道用地外の災害リスクについても、鉄道事業者は現在の技術力の中で相対的にリスクがあるところを明瞭にすることが大切である。
- ・必ずしも鉄道だから道路より公益性が低いということではない。鉄道は新幹線からローカル線まで多種にわたり、道路においても同様であることから、鉄道はある種の道路より公益性が高い場合もあれば逆の場合もある。鉄道というくくりでは公益性に幅があるという認識であるべき。

<有識者の主な発言>

- ・電気、通信の施設は地下や空中に敷設されるものであるが、鉄道の場合、地上に線路があるという施設の性質上、土石の危険性を除去する規定も必要ではないか。
- ・また、電気や通信の制度において、樹木は成長により危険性が変化すると考えられ、土石の危険性はあまりなかったのではないかと考えられる。一方、昨今の気象動向を見ると、土石の危険性も変化しているところであり、土石の除去等も必要であるという理由が見つくのではないか。
- ・施設の安全管理責任や運行管理責任は鉄道事業者側にあるものと認識している。
- ・砂防法や土砂災害防止法等の制度によって対処できるものもあるのではないか。

<鉄道事業者等の主な発言>

- ・森林法やその他制度について地方自治体の職員等にも周知することが重要である。
- ・隣接した土地のみをリスク評価している訳ではなく、地形に応じて鉄道用地外の災害リスクを評価している。

<関係省庁の主な発言>

- ・鉄道の制度を検討するに当たり、道路に関しては民間事業者が運営している高速道路が参考になるのではないか。
- ・土石の規定を設けるためには様々な整理が必要になるのではないか。
- ・砂防法や急傾斜地崩壊防止法などでは、原則、都道府県知事が砂防事業を実施することになっており、鉄道を対象とした事例もある。
- ・鉄道事業者が通常時から地方自治体と連携することは災害時の対応においても重要になる。

<事務局の主な発言>

- ・非常に多くのご意見を頂いたところ。引き続き議論を進めていきたい。